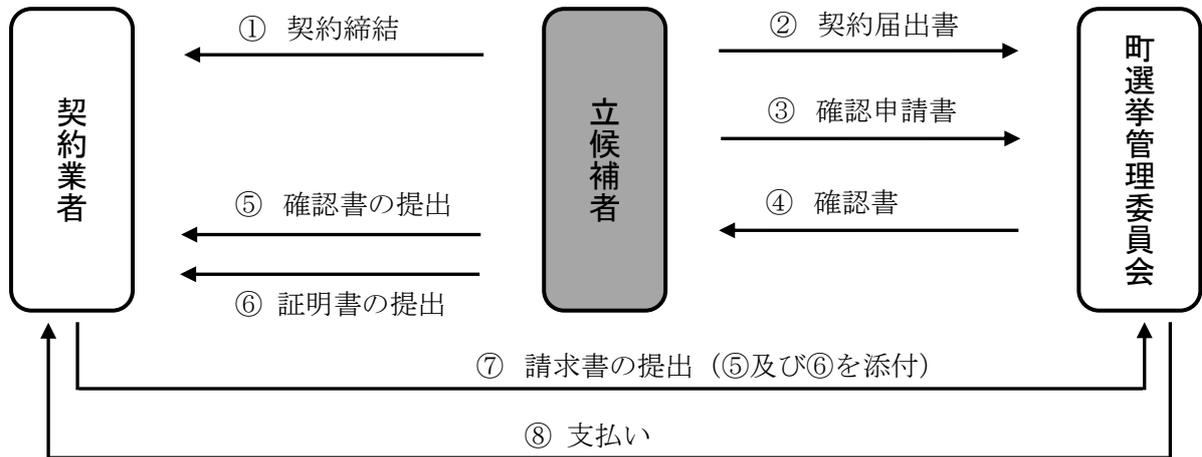


小布施町議会議員及び小布施町長の選挙運動の公費負担に関する申請の流れ

令和2年の公職選挙法の改正に伴い、小布施町では選挙運動に係る自動車の使用、ビラ(ポスター)作成の費用を公費負担します。それぞれの使用する書類、申請の流れは次のとおりです。なお、限度額は別紙をご覧ください。



申請の流れ	様式等	添付書類等
① 契約締結	任意の様式で書面契約を結ぶ	
② 契約届出書	○選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号) ○ビラ(ポスター)作成契約届出書(様式第2号)	①の契約書の写しを添付
③ 確認申請書	○自動車燃料代確認申請書(様式第3号) ○ビラ(ポスター)作成枚数確認書(様式第4号)	
④ 確認書	○選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第5号) ○選挙運動用ビラ(ポスター)作成枚数確認書(様式第6号)	
⑤ 確認書の提出	(様式第5号)(様式第6号)	作成業者へ提出
⑥ 証明書の提出	○選挙運動用自動車使用証明書(様式第7号) ○選挙運動用ビラ作成証明書(様式第8号) ○選挙運動用ポスター作成証明書(様式第9号)	様式第7号の添付書類として、燃料供給業者から受領した、燃料入れた日付、自動車番号、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面の写しを添付
⑦ 請求書の提出	○選挙運動用自動車の使用請求書(様式第10号) ○選挙運動用ビラの作成請求書(様式第11号) ○選挙運動用ポスター作成請求書(様式第12号)	⑥の証明書を添付 ※燃料供給業者は、(様式5号)の確認書及び⑥に添付された書面の写しも添付 ※ビラ、ポスター作成業者は、(様式第6号)の確認書を添付

別紙

○選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額(1日当たり)

一般乗用旅客自動車 運送契約(ハイヤー)	自動車借入契約 (レンタカー)	燃料供給契約	運転手の雇用契約 (1人)
64,500 円	16,100 円	7,700 円	12,500 円

※対象期間は、候補者届出日から選挙日の前日まで

※ハイヤー、レンタカー契約は、1台に限られる

※運転手の雇用は、同一の日において指定する1人に限られる

○選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額と枚数

1枚当たりの限度額単価	枚数の範囲
7 円 73 銭	町長 5,000 枚、町議会議員 1,600 枚

※7 円 73 銭(単価) × 枚数 = 限度額

○選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額(小布施町掲示場数 31 カ所)

・公費負担対象枚数: 31 枚

・ポスター作成の単価限度額@**3,381 円**

算出根拠

541.31 円 × 31 カ所 + 88,000 円

31 カ所